

会 議 録

1. 会議名	令和８年度の国民健康保険税率等について
2. 開催日	令和７年12月15日（月）
3. 出席者	市長、副市長、小西市長公室長、田家総務部長、 阪上企画財政部長、的場企画財政部副部長 担当部： 松本健康医療部長、綿越副部長、 西村国民健康保険課長、増井保険収納課長

4. 会議の目的
次の３点についての協議 (1)令和８年度の国民健康保険税率について 税率改定（課税限度額含む）の必要性の有無、 議会への説明はどのように行うか、及び被保険者への周知について協議 (2)条例減免の減免期間と財源について（令和８年度受付分） (3)国民健康保険税の外国人等の前納制度導入について
5. 補足説明（現状、課題など）
(1)令和８年度の国民健康保険税率について ・ 令和８年度から子ども・子育て支援金制度が開始する。 納付金についても子ども・子育て支援納付金分が新たに加わる。 ・ 川西市の一人当たり納付金の変動状況は、令和７年度よりも2.5%増加。 県全体の伸び率（0.8%）よりも上がり幅が大きい。 個別公費・個別経費の相互扶助の影響により伸び率が県全体よりも大きくなっている。 ・ 令和８年度の川西市の標準保険料率と現行税率を比較すると、全ての項目で標準保険料率の方が高くなっている。 ・ 財政収支は令和７年度は１億円弱、令和８年度は２億円弱の赤字を見込んでおり、 令和８年度末の基金残高は約９億円の見込み。 ・ 国では段階的に課税限度額の引き上げを行っており、令和８年度の税制改正においても 医療給付費分で１万円の引き上げが予定されている。 (2)国民健康保険税条例減免の減免期間と財源について ・ 令和９年度の国民健康保険標準保険料率統一に合わせ、国保税条例減免についても 令和９年度から統一基準により実施することになる。 ・ 統一基準の減免期間は、最大12か月。本市の現行の条例減免の減免期間は最大24か月。 ※国保法59条（収容・拘禁）および旧被扶養者減免除く ・ 令和９年度から11年度の間は市町独自減免も可能だが、相互扶助の対象外となり、 独自に財源の確保が必要となる。（条例減免にかかる令和８年度までの財源は、 一般会計繰入金。令和９年度以降は、県全体での相互扶助の対象となる。） ・ 令和８年度に受け付けた減免について、減免基準統一後の令和９年度においても ２年目となる減免を実施する場合、財源が必要となる。 (3)国民健康保険税の外国人等の前納制度導入について

- ・ 近年、日本に来日される外国人の急増に伴い以下の状況となっている。
国民健康保険への加入が増加
外国人の収納率は全国的に低い傾向にあり、令和8年4月から前納制度の実施が可能
※前納制度の実施は保険者（自治体）の任意
- ・ 前納制度の内容
国保加入の翌月に納税通知とともに前納納付書を送付
※対象者は1月1日時点で日本国内に住民登録のなかった人（国籍は問わない）

6. 担当部の方向性

- (1) 令和8年度の国民健康保険税率について
- ・ 財政収支及び基金残高見込などから、令和8年度の国民健康保険税率は現行税率に据置き、課税限度額も引上げない方向で考えている。子ども・子育て支援納付金分については県が示す標準保険税率で課税する。
 - ・ 令和9年度以降の税率については、令和7年度決算及び令和9年度仮係数時点での納付金等を確認したうえで改めて協議することとする。
 - ・ 令和8年6月初旬に全戸配布予定の「令和8度税率を据え置きます」リーフレットには、これまでどおり、令和9年度に標準保険税率に移行すると記載する。
- (2) 国民健康保険税条例減免の減免期間と財源について
- ・ 令和8年度に受け付けた減免については、現行どおり減免期間を2年度間（最大24か月）とする。
 - ・ 減免期間2年目の減免にかかる財源は、一般会計からの繰入れで対応する。
- (3) 国民健康保険税の外国人等の前納制度導入について
- ・ 外国人等の前納制度は導入しないこととする。
- （理由）
- 本市における外国人の滞納は少ない
 - 帰国や転出による還付事務が発生
 - 出国した人に還付できなくなる
 - 保険者努力支援制度の指標なし

7. 質疑・意見等

(1) 令和8年度の国民健康保険税率について
意見：令和8年度の税率等は、基金もあることから据置きとすることは妥当。

質問：県内保険料率の完全統一はいつか。

回答：令和12年度に完全統一。

質問：令和9年度以降、基金は使えるのか。

回答：保健事業に活用してもよい。

質問：基金を使って令和9年度以降税率を軽減することはできるのか。

回答：令和11年度までは、税率を据え置くなど標準保険税率に合わせないことに活用することは

できる。

意見：子ども・子育て支援納付金分は県から示される税率等とすることも問題なし。

意見：令和9年度以降の税率等については上がるとの含みを残しつつ、最終判断は令和8年度にする。

意見：完全統一の令和12年度まで基金を使って激変緩和することはできるが、令和12年度に一気に上げるのは厳しい。

意見：令和8年度の今頃の時期に令和9年度に向けた具体的な絵を描く必要がある。基金の用途についても具体例が見えるとよい。

意見：全戸配布リーフレットでは、保険料率統一で本来上がる可能性があるところを押さえておくこと。令和12年度に統一になるので令和9年度以降は段階的に見直していく予定だと書いたらよい。

質問：全戸配布リーフレットでは、いったん令和9年度には上がる見込みとするが、それ以上のことは保留としてよいか。

回答：了解。

意見：相互扶助については、負担が大きいところを県全体で救っていくスケールメリットは理解してもらう必要がある。

意見：議会へは、本税は引き続き据置くが子ども・子育て支援金制度が導入されること、令和9年度以降の方針は令和8年度に再度協議することを説明しておいた方がよい。

意見：今回の協議では方向性を確認した。本係数が出た後に結論を出し、それを受け、議会へ報告し、条例を改正する。

(2)国民健康保険税条例減免の減免期間と財源について

意見：令和8年度に受け付けた減免については、令和9年度に減免期間2年目となる減免を実施するのであれば、その財源は基金とすべき。

(3)国民健康保険税の外国人等の前納制度導入について

質問：出国者に還付できない場合はどうなるのか。

回答：還付未済として残り続け、最終的に市に入ることになる。

意見：外国に出たら追跡調査権及ばないので追跡は困難。

質問：転出のたびに連絡する必要があるのか。

回答：そのとおり。

8. 結論

(1) 令和8年度の国民健康保険税率について

- ・ 令和8年度の医療分・後期支援分・介護分の税率等（課税限度額含む）は、据え置きとする。新たに加わる子ども分は、県から示される税率等とする。
- ・ 令和9年度の税率等については、標準保険料率移行に向けて、令和7年度決算及び令和9年度仮係数を確認したうえで激変緩和策も含めて改めて協議する。
- ・ 1月初旬に示される本係数の数値を基に政策調整会議を開催（集まっての協議とはせず持ち回り等で調整）し、最終結論を出す。
- ・ 第3回運営協議会を開催し答申を得た上で、子ども・子育て支援金制度開始に伴い国保税条例を改正すること、医療分・後期支援分・介護分の税率等は据え置き、子ども・子育て支援納付金分が新たに加わった予算について議会に説明する。
- ・ 令和8年6月初旬に全戸配布予定の「令和8度税率を据え置きます」リーフレットには、標準保険料率移行に向けて令和9年度に税率等が上がる見込みと記載する。

(2) 国民健康保険税条例減免の減免期間と財源について

- ・ 令和8年度に受け付けた減免については、令和9年度に減免期間2年目となる減免を実施する。
- ・ 減免実施にかかる財源については、一般会計繰入金を財源とせず、基金を活用することとする。運営協議会で基金活用の是非を諮る。

(3) 国民健康保険税の外国人等の前納制度導入について

- ・ 効果以上の経費がかかるため、合理的に考えて実施の必要はない。